

出雲市民のみなさまへ

1月7日、国から東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の1都3県を対象に、新型

いんぶるえんぎとうとくべつそもほう
インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発せられました。

全国においては、新規陽性者数が 1日7,500人を超えるなど高い水準で推移し、 重症者数も増加し続けています。

また、感染が大都市圏だけでなく地方圏にも広がっており、本市においてもクラスター が発生するなど、これまでとは様相が異なり、より深刻な状況にあります。

新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも誰でもかかりうるのが特徴であり、これを防ぐためには、感染予防対策の徹底しかありません。

市民・事業者のみなさまには、これまで1年間にわたり、感染予防対策を行っていただいていますが、私たち一人ひとりの日ごろの取組が、新型コロナウイルス感染症の早期収束につながりますので、次のことについてご理解ご協力をいただき、今一度、感染拡大防止の徹底をお願いします。

1 緊急事態宣言対象地域への往来の自粛

 お願いいたします。ただし、仕事や 就 職 活動、受験、葬儀、看 病・介護などの往来 は控えていただく必要はありません。

(2) 外出の自粛を要請されている地域のみなさまには、緊急事態宣言が発出された しゅし ふ ふょうふきゅう きせい りょこう ひか ねが
趣旨を踏まえ、不要不急の帰省や旅行などをお控えいただきますようお願いします。

2 感染予防対策の徹底

- (1) 感染予防のため、引き続き、マスクの着用、手洗い、3つの密を避けるなど基本的

 な感染予防対策の徹底と、寒い季節ではありますが、加湿や十分な換気の徹底にご

 はようりょく
 協力ください。
- (2) 飲食店の利用については、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、市民のみなさまにも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、「県外の人との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えていたない。

れい か ねん 令和 3 年 (2021) 1 月 8 日

> いずもしちょう なが おか ひで と 出雲市長 長 岡 秀 人